

# 一般社団法人M - E M S 認証機構定款

平成21年4月23日法人設立

平成21年9月 日定款改定

# 一般社団法人M-EMS認証機構定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人M - E M S 認証機構と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、三重県と協働して、企業・自治体・学校・家庭等に対して、環境マネジメントシステム・環境教育等に関する事業等を行い、地域の環境改善・環境保全への取り組みの促進に寄与することとともに、地域の産業の振興と企業活動の活性化のための環境経営を推進し、もって経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境マネジメントシステムの構築支援
- (2) 環境マネジメントシステムの審査・登録
- (3) 環境マネジメントシステム内部環境監査の支援
- (4) 環境マネジメントシステム教育プログラムの開発と普及
- (5) 環境報告書のシステム構築と審査
- (6) 地球温暖化効果ガスの排出量の認定
- (7) ライフサイクルアセスメント(LCA)による製品又は製造工程の環境負荷の調査
- (8) 環境保全技術の開発と普及
- (9) 環境情報システムの構築支援
- (10)環境セミナー活動
- (11)企業活性化マネジメントシステムの構築支援
- (12)企業活性化のためのマネジメントシステムの審査・登録
- (13)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、理事会にて承認された特別の会員については入会金及び会費を減額することができる。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員の半数以上が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、

これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもつ

て行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員等

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を専務理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同

様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。

（監事の職務権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事又は監事は、第25条に定める定数に不足するときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第30条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

（取引の制限）

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第41条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除等)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事、及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 使用人の選任及び解任

(4) 第32条の責任の免除

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす

ものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前までに代表理事が作成し、理事会の承認を受け、直近の社員総会に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 事業計画及び収支予算の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借



対照表を公告するものとする。

3 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 6 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 4 7 条 当法人は、一般法人法第 1 4 8 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(剰余財産の帰属)

第 4 8 条 当法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は三重県に贈与するものとする。

## 第 9 章 委員会

(M - E M S 判定委員会)

第 4 9 条 一般社団法人 M - E M S 認証機構において実施される審査登録の公正性、透明性を確保する目的として、審査結果及び手順を評価し、結果を確定する機関として M - E M S 判定委員会(以下「判定委員会」という。)を置く。

2 判定委員会の委員は、社員及び有識者から理事会にて選任する。

3 判定委員会には委員長を置く。

4 判定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が別に定める。

(経営委員会)

第 5 0 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、経営委員会を設置することができる。

2 経営委員会の委員は、社員及び有識者から理事会にて選任する。

3 経営委員会には会長、副会長を置き、会長は M - E M S 会長とする。

4 委員会の任務、構成、運営及び会長の職務に関し必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が別に定める。

## 第 1 0 章 事務局

(設置等)

第 5 1 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

- 3 事務局長及び職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第 1 1 章 附則

(最初の事業年度)

第 5 2 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(初年度の事業計画及び収支予算)

第 5 3 条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条 1 項の規程にかかわらず、設立時社員の定めるところとする。

(設立時理事及び監事)

第 5 4 条 当法人の設立当初の役員は、第 2 8 条 1 項の規程にかかわらず、下記設立時役員のとおりとし、任期は 2 年以内とする。

設立時理事 田中正一

設立時理事 川嶋諒祐

設立時理事 林義和

設立時監事 奥山哲也

(設立時社員又は名称及び住所)

第 5 5 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 住所 三重県津市上津部田 1 3 8 4 番地 7 5

氏名 田中正一

2 住所 三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町 1 2 番地 4 1

氏名 川嶋諒祐

3 住所 三重県多気郡明和町大字斎宮 3 6 5 3 番地 3

氏名 林義和

4 住所 三重県津市白山町八対野 1 3 2 8 番地

氏名 奥山哲也

(委任)

第 5 6 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 5 7 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(附則)

この定款は、平成21年4月23日津地法務局登録同日より適用する。

(附則)

この定款は平成21年9月29日から適用する。